

## みどり認定者ネットワークだより（第2号）

令和8年5月25日配信

みどり認定者が環境負荷の低減に取り組む上で役立つ情報をお届けします。

==トピックス=====

1. みどり投資促進税制が2年延長されました！
2. 第3回みどり戦略学生チャレンジの参加募集を開始しました！
3. バイオ炭を製造する事業者の基盤確立事業実施計画を認定しました！
4. 第5回地域の環境と食 未来セミナーを開催します！

=====

- 
1. みどり投資促進税制が2年延長されました！

-----

みどり投資促進税制とは、有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組むみどり認定者が、水田除草機や堆肥散布機などの化学肥料・化学農薬の使用低減に資する機械等を導入する際の導入初期の税負担を軽減することにより、設備投資を後押しする制度のことです。

本制度の適用期間は令和8年3月31日まででしたが、2年延長され、令和10年3月31日までとなりました。

本制度の活用に興味がある場合は、以下で要件等をご覧ください。

みどり投資促進税制について：[houritsu-390.pdf](#)

対象機械一覧について：[midorihou\\_kibann-11.xlsx](#)

- 
2. 第3回みどり戦略学生チャレンジの参加募集を開始しました！

-----

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等の個人・グループがみどりの食料システム戦略に基づいた活動を実践する機会として「みどり戦略学生チャレンジ」を実施しております。

有機農業や食品ロス削減などの取組をポスター1枚で発表するコンテストです。地方ブロック大会・全国大会があり、優秀者には農林水産大臣賞等が授与されます！環境への理解を深め、仲間と交流できる機会です。ご家族や知り合いなどに環境に興味がある学生がいらっしゃれば、ぜひご紹介ください！

参加登録期間：令和8年7月31日（金）

ポスター：[challenge-75.pdf](#)

学生チャレンジHP：[みどり戦略学生チャレンジ：農林水産省](#)

---

### 3. バイオ炭を製造する事業者の基盤確立事業実施計画を認定しました！

---

みどりの食料システム法に基づく事業者の認定について、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う 106 の事業者の取組を認定しています（令和 8 年 4 月末現在）。全 6 類型で認定が行われ、特に化学肥料・化学農薬の使用低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大しています。

先月 15 日に、地域の未利用資源である果樹の剪定枝等を原材料としたバイオ炭を製造・販売する事業者（アイオーティカーボン（株）（富山県））を認定しました。

富山県内及び近県の農業者で、果樹の剪定枝等の木材をバイオ炭の原材料として提供したい、バイオ炭を農地に施用したいなど詳細を知りたい方は、アイオーティカーボン（株）（電話：076-426-1233）までお問い合わせください。

アイオーティカーボン（株）の事業の概要：[midorihou\\_kibann-241.pdf](#)

認定基盤確立事業者の一覧：[基盤確立事業実施計画の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について：農林水産省](#)

---

### 4. 第 5 回地域の環境と食 未来セミナーを開催します！

---

北陸農政局では、地域の環境と食を守るため、今日も頑張る北陸の「みどりすと」の取組事例や関連施策の紹介、先進的な技術の紹介等を行う「地域の環境と食 未来セミナー」を次の日時に開催します。

第 5 回は、「「トキめく能登の未来」をめざして」と題して、石川県農林水産部里山振興室長の岡部恵氏から、トキにゆかりの深い地域で取り組まれている、トキの生息環境に配慮した米づくりについてお話いただく予定です。

オンラインでの参加のため、全国からご参加いただけます。

○日 時：令和 8 年 5 月 29 日（金）16 時～17 時

○開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

○申込締切：令和 8 年 5 月 29 日（金）12 時

○申込方法：以下リンクに申込方法等セミナーの詳細が記載されています。

[第 5 回「地域の環境と食 未来セミナー～「トキめく能登の未来」をめざして～」を開催します！：北陸農政局](#)

(編集後記)

「みどり認定者ネットワークだより (第2号)」はいかがでしたか? これからも、みどり認定者を中心に、環境に配慮した農業生産に関心のある農林漁業者のみなさまに役立つ情報を、タイムリーに発信していきます。

まだ、配信登録をしていない周りの農林漁業者にも、本メールマガジンを紹介していただけると幸いです。

配信登録はこちら→ <https://mailmag.maff.go.jp/m/entry>

(※)「みどり認定者」とは、化学肥料・農薬の使用を低減したり、温室効果ガスの排出を削減するなど、環境に配慮した農業生産活動に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた方です。興味のある方は、都道府県のみどり認定担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

TEL : 03-6744-7186